

平成 22 年 11 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 濱尾 宏企業会計基準公開草案第44号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」等に対する意見

貴委員会から平成 22 年 9 月 3 日に公表された公開草案のうち、企業会計基準公開草案第 44 号「連結財務諸表に関する会計基準(案)」(以下「会計基準案」とする)について、下記のとおり意見を取りまとめましたので本日提出いたします。

記

1. ノンリコース債務及び対応する資産に関する注記事項(会計基準案 49 - 3 項)

特別目的会社のノンリコース債務に係る注記等が求められているが、特別目的会社を用いずにノンリコース債務の形態で借入が行われる場合には、当該注記等の記載は任意となっている(会計基準案第 74 - 4 項)。利害関係者が企業の財政状態に係る判断に資するために、ノンリコース債務を注記等するのであれば、特別目的会社のみ開示を求めている理由を明記すべきと考える。

2. 適用初年度の取扱い(会計基準案第 44 - 4 項(3)、(4))

適用初年度の期首において子会社の資産及び負債のすべてを連結財務諸表上の適正な帳簿価額により評価すべきであり、実務上困難である場合のみ、適用初年度の期首において子会社の資産及び負債のすべてを時価により評価する方法を採用できるとすべきと考える。

連結の支配の概念が見直されることが予定されている中で今回の短期的な対応が必要となるのは、現時点において重大な弊害があるためだと考えられる。そうであるならば、本来はより実態を正確に表すために、適用初年度の期首において子会社の資産及び負債のすべてを連結財務諸表上の適正な帳簿価額により評価すべきであり、実務上困難である場合のみ、適用初年度の期首において子会社の資産及び負債のすべてを時価により評価する方法を認めるべきと考える。

以 上